

令和8年度山形県医療型短期入所施設等開設促進事業 業務委託基本仕様書

1 事業の目的

本県の医療的ケア児を抱える家族の負担を軽減するため、県内の医療機関及び介護老人保健施設に対する個別訪問・提案（関心を持つ医療機関・施設の掘り起こし）から、新規指定・事業実施まで一貫した伴走型支援を行い、障がい福祉サービスとして短期入所を実施する医療機関や介護保険施設を増やし、レスパイト（休息）の機会を確保することを目指すもの。

2 計画準備

本業務を遂行するにあたり必要な作業の方法、人員配置、工程等について適切かつ詳細な作業実施計画書を立案し、山形県の承認を得ること。

3 業務の実施場所

山形県内全域

4 事業の委託期間

委託期間は、契約締結の日から令和9年3月31日までとする。

5 事業の内容

次の業務を行うことを基本とし、さらに、目的の達成のために効果的な企画や進め方等について積極的に提案・実施すること。

（1）個別提案訪問

開設に関心のある医療機関及び介護老人保健施設等を訪問し開設を働きかける。
ア 地域ごとの課題の把握や利用ニーズ等の情報収集を実施したうえで、訪問先の選定を行うこと。

イ 個別訪問に際しては、必要に応じて事業概要資料や収入シミュレーションを提示すること。

ウ 実施件数は10回以上とすること（市町村への訪問を含む）。

（2）フォローアップ

新規に指定を受けた事業所等において、既に指定を受け事業を実施している施設からの職員派遣等により、利用者受入れにあたっての注意点など実務における経験に基づく実地研修会を行う。

ア 派遣する職員の選定、調整、派遣依頼及び講師への謝金の支払いは受託者が行うこと。

イ 実施回数は12回以上とすること（講師連絡調整等を含む）。

（3）他施設視察支援

開設を検討しているまたは指定を受けた事業者等の参考となる先進的な取組を行っている事業所の視察を実施する。

ア 受託者は、視察の対象となる事業所の選定及び同事業所との調整や視察全体のコーディネートを実施すること。

イ 視察には受託者が同行すること。やむを得ない事情があり、訪問と変わらない効果が得られると認められる場合、ウェブを利用したリモートでの視察も可能とする。

ウ 実施回数は2回以上とすること。

(4) 電話相談窓口の設置

開設を検討している又は指定を受けた事業所等に対して、利用できる受入にあたっての支援上の相談、事業運営や報酬請求等、医療及び障がい福祉サービスに関する専門的な相談を受ける電話、メールによる相談窓口を設置し、個別相談に応じる。

- ア 週1回以上開設ができるよう、効率的な職員の配置を行うこと。
- イ 受託者の定める場所で行い、県に届け出ること。
- ウ 相談内容については、記録・整理し、業務完了報告書に記載すること。

6 実施体制等

- (1) 本件委託業務全体の運営を管理する責任者を1名配置すること。
- (2) 本件委託業務について業務担当者を1名以上配置し、そのうち1名を主たる担当者として配置すること。
- (3) 関連法令の解釈などについて確認するため、受託者における法務関係部署との連携体制を整えること。

7 成果品の提出

- (1) 5に定める業務の履行について、業務完了報告書を作成し提出すること。
- (2) 業務完了報告書は、業務毎に写真及び参加した事業所数を記載し作成すること。

8 委託業務遂行にあたっての留意事項

- (1) 受託者は契約に基づき常に委託者と密接な連絡を取り、その指示に従うこと。
- (2) 受託者は、善良なる管理者の注意をもって処理し、その事業目的を達成するために効率的に運営すること。
- (3) 受託者は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）その他関係法令を遵守するとともに、個人情報の取扱いを適正に行い、危機管理意識に基づく健全かつ安全な業務執行を図ること。
- (4) 受託者は、この事業を実施するにあたって知り得た企業情報等について、守秘義務を遵守するとともに、事業対象者に対しても十分な説明を行うこと。
- (5) 受託者は、事故や運営上の課題などが発生した場合には、速やかに県に報告すること。
- (6) 本委託業務の一部を第三者に委託する場合は、再委託先ごとに業務の内容、再委託先の概要及びその体制について、事前に委託者に協議し、承認を得なければならない。
- (7) 受託者は、この事業に係る苦情等について責任を持って対応するものとする。
- (8) 本事業の関係書類等を整備保管し、必要な書類の提出や実地検査等に際しては、協力すること。
- (9) 実施にあたり、本仕様書に定めのない事項については、委託者と協議のうえ決定すること。